


所管部課		子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名		東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について			区分	
				1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>①児童福祉法の一部改正に伴い、児童が入所している場合に、本制度の対象とならない施設の名称が変更になるため、所要の改正を行う。</p> <p>②本制度の申請者が窓口で記入する様式及び申請者や受給者に対し市が送付する様式について、電算システムから出力したものを使用するため、電算システムに合わせ様式の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第6条第1号中の「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。</p> <p>②第3号様式、第6号様式、第7号様式及び第14号様式の文言等の整理</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。